

『令和8年3月17日開催』

環境経済文教常任委員会

委員長報告

【令和8年3月定例会】

(令和8年度関係議案)

委員長 関 裕 通

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第4款「衛生費」第2項「清掃費」及び第3項「環境保全費」並びに当該歳出に関係する歳入及び第3条第3表「債務負担行為」のうち「塵芥車購入費」並びに「朝日環境センター施設整備基本設計業務」及び「プラスチック資源化施設建築設計等業務」並びに「プラスチック再商品化及び連携事業者選定支援業務」及び「戸塚環境センタープラント維持補修工事費」並びに「リサイクルプラザ資源化施設維持補修工事費」及び「プラスチック中間処理業務」並びに「ショベルローダー購入費」及び第4条第4表「地方債」のうち「清掃施設等整備事業」についてを一括議題といたしましたところ、収集業務費にかかわり、不法投棄対策事業の変更点について、環境施設費にかかわり、資源化施設整備事業の内容について、環境衛生手数料にかかわり、手数料改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、受益者負担を前提にした手数料の改定であることから、反対するとの意見。

また、朝日環境センター火災事故の教訓から、戸塚環境センターにおいても、発火監視装置や自動放水銃を設置するなど、施設の安全対策を進めていること。プラスチック新法に対応して新たな資源化施設を整備するほか、森林環境譲与税を活用したカーボン・オフセットを継続するなど、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策が進められていること。不法投棄対策事業や路上喫煙防止事業など、市民生活に身近な生活環境対策も、継続して実施されていること。動物死体処理手数料や廃棄物処理手数料等の見直しについては、サービスを利用する市民と利用しない市民との公平性を確保し、受益者負担の適正化を図る観点から、令和7年9月定例会にて改正議案が可決・成立したものである。家庭系廃棄物の処理手数料については激変緩和措置も設けられており、適正な手数料の見直しであると考えことから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第23号「川口市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、開催費にかかわり、電話投票事務委託料における委託料率について、一般会計繰出金にかかわり、繰り出し再開の経緯について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、民間ポータル会社に支払う委託料率の平均は約13パーセントであり、販売委託料は売上げが上がれば委託料も増え民間ポータル会社が儲かる仕組みとなっている。行政事務の公平性から見ても問題であることに加え、オートレースは不労所得を煽るものであることから、反対するとの意見。

また、オートレース事業では、8年ぶりに一般会計への繰り出しを計上していることに加え、施設改修に向けた基金への積み立てについても1億円を計上

しているなど経営の改善が見られる。継続して市内全ての小中学校に対し体育用品を提供していることや、周辺の道路整備についても評価できることから、賛成するとの意見。

さらに、オートレース公益啓発促進事業として、市内全ての小中学校への体育用品を提供していることに加え、周辺道路の整備を積極的に行なっている。繰出金を8年ぶりに計上できたことは、経営努力であると評価できることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部第5款「労働費」ないし第7款「商工費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第5目及び第3条第3表「債務負担行為」のうち農業費及び商工費に関する事項について並びに第4条第4表「地方債」のうち「労働債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、グリーンセンター費にかかわり、建物等借上料の詳細について、商工振興費にかかわり、中小企業資金融資事業の増額理由の詳細について、労働使用料にかかわり、ワークファンルームの使用料改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、受益者負担に基づいて使用料改定が行われたことから、反対するとの意見。

また、グリーンセンターについては、ナイトガーデンの開催日数が増やされる予定となっていることに加え、わんぱく広場の整備が予定されている。管理事務所の仮設整備について、女子トイレ、女子更衣室、多目的トイレや授乳室の整備が進められることは、職場環境の改善やバリアフリーの観点から重要であり、来園者サービスの向上に繋がると考えること。スキップシティ国際Dシネマ映画祭については、リニューアルされる予定であり、市産品フェアの経験を活かしながら、市内産業や文化の魅力発信に繋がる新たな形でのにぎわい創出が期待できること。ワークファンルームの使用料は、受益者負担の適正化を図る観点から、令和7年12月定例会において改定議案が可決成立したものであり、消費税率の引き上げ時以外には改定されていないことに加え、激変緩和措置も設けられており、適正な使用料となっていると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部第10款「教育費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第8目及び第2条第2表「継続費」並びに第3条第3表「債務負担行為」及び第4条第4表「地方債」のうち教育費に関する事項並びに「教育債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、教育指導費にかかわり、地域クラブ活動推進事業の詳細について、社会教育総務費にかかわり、学校施設開放事業におけるシステム開発・保守委託料の内容につい

て、教育使用料にかかわり、使用料改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、放課後児童対策費について、新年度に委託事業者が変更となる放課後児童クラブが2か所あり、保育の継続性や専門性の確保がされないと判断すること。定時制高等学校管理費について、新年度から生徒募集を停止することは、行政として教育の機会を確保することに反すること。公民館等の使用料改定について、これらの施設は単なる貸館ではなく地域振興や地域の文化の拠点となるものであり、受益者負担を前提に使用料を引き上げる予算計上は認められないこと。新たに計上されている小中学校の施設使用料についても、学校は教育の場であることから、同様の理由で反対するとの意見。

また、放課後児童クラブ利用料については、クラブの質の向上のために必要な財源であり、物価や人件費が高騰するなか、引き続きクラブの質の維持・向上を図る必要があること。公民館などの使用料は、使用料改定後も施設の維持経費のわずか3パーセントであり、多くの施設で老朽化が進み、今後も多額の更新費用が見込まれることから、一定程度の受益者負担は必要であること。部活動の地域展開は、地域の団体や指導者に加え、教員の力も借りて休日の活動機会を確保するとともに、部活動の教育的意義を承継した活動も続けられるようにするものであり、国の補助制度の活用により保護者負担を抑えつつ、着実に推進すべきであること。学校施設開放事業について、施設を利用するためのシステムを導入することは、初期投資で国の補助を受けて行われるものであることに加えて、市民サービスの向上と学校の負担軽減のほか、施設の適切な管理に資するものであることから、賛成するとの意見。

さらに、これまで反対を表明してきたことから、地域クラブ活動推進事業として計上されている部活動地域移行実証事業等委託料及び部活動地域移行モデル事業補助金について、反対するとの意見。

また、部活動の地域移行については、国の事業であることに加え、教員の負担軽減等も踏まえて行われるものであり、本市は受け皿になる団体も多く存在し、教員以外の指導者との出会いが子どもたちのやる気をさらに引き出すことも期待されることから、賛成するとの意見。

またさらに、地域クラブ活動推進事業については、子どもを中心に慎重に進めるべきであるが、子どもを置きざりにしているように感じることから、反対するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第69号「専決処分の承認について（民事調停について）」を議題といたしましたところ、調停成立に至るまでの経緯について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

次に、議案第46号「川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例」

を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第47号「川口市奨学資金条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。